

豪商大橋家と近世地域社会

山 本 太 郎

- 1 はじめに
- 2 大橋家と村方騒動・小作騒動
- 3 大橋家と幕藩領主
- 4 大橋家と救恤
- 5 おわりに

1 はじめに

筆者は、倉敷代官役所管下幕府領の重層的・多面的・流動的な地域社会構造を全体的かつ立体的にとらえることを課題にしてきた。そのため、前稿では、地域社会形成の重要な要素であり、その内側から社会構造の性格に影響を与える存在である豪商のひとつとして備中国窪屋郡倉敷村の大橋家を取り上げ、その経営内容のいくつかの側面を分析した¹。本稿では、次の段階として、大橋家²と地域社会との関係を実証的に究明することを課題とする。備中幕府領の陣屋所在地で中心的な村である倉敷村の場合、新禄古禄騒動を経て文政11年(1828)に、はじめて新興の豪農商が村役人に就任した。地主小作関係・金融関係などの経済的基礎のうえに、文政11年から、新興の豪農商が行政運営主体の中に入ってしまったのである。そうした実態の中で、大橋家と地域社会とのかかわりはいかに変容していったか。具体的には、まず大橋家の政治的地位の上昇過程と地主経営の実態を解明するために、村方騒動と小作騒動への関与を検証する。次いで、幕藩領主とのかかわり³の一側面として、経済的援助の実態を検証する。さらに、村内の困窮者への対応の一側面として、救恤活動への参画を検討する。そのうえで、大橋家の発展過程を、政治的地位と経営の両方を視野に入れながら地域社会の中に位置づけてみたい。

¹ 山本太郎「近世期倉敷村の豪商・大橋家の経営」(『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第16号、2003年)。

² 大橋家とは、東大橋家などいくつかの分家があるが、本稿では本家である元大橋家に限定する。

³ 前掲山本論文でも述べたように、近世期地域社会研究における理論的モデルである佐々木潤之介の「世直し状況論」と吉田伸之の「社会的権力論」においては、権力論にかかわる理論と実証の弱さが指摘されている。「世直し状況論」における豪農や、「社会的権力論」における社会的権力に関して、それらと幕藩領主とのかかわりの研究例が不足しているのは否めないように思われる。

2 大橋家と村方騒動・小作騒動

ここでは、まず、倉敷村内の村方騒動を通じて、大橋家が政治的地位を上昇させていった過程を検証する。次いで、他村において小作人連合や村落共同体の反抗を招いた小作騒動を通じて、大橋家の地主経営の実態を検証する。

(1) 大橋家と新禄古禄騒動

大橋家と新禄古禄騒動とのかかわりを見ていこう。新禄古禄騒動とは、近世初期から倉敷村村役人を独占していた旧来の有力な家である古禄と、その後、に経済的実力をつけてきた新興層である新禄との間の村方騒動をいう。宝暦期に端を発し、天保期まで90年ほど続いたが、寛政期から文政期にかけて最も対立が激しかった⁴。「文政七申年調 百姓持高書出し帳」⁵および「備中国窪屋郡倉敷村庄屋年寄百姓代十三家先祖書」⁶に基づいて、文政7年(1824)の時点における倉敷村内の持高上位者を列挙したのが表1である。村役欄に記載があるのが当時の村役人である。最も村内の持高が多いのは元年寄相続人の水沢常太郎(約400石)で、植田汶四郎(約224石)・広田屋藤左衛門(約148石)がそれに続く。次に年寄の3人が続き、大橋家の中島屋貞蔵(後の5代平右衛門正直)は約64石で7番目である。上位12人のうち村役人の家系が8人を占める。村役人の家系11人で801.5石、村高の44%を占める。しかし、村役人の家系以外でも、植田・広田屋・中島屋など経済的実力をつけた家が台頭してきていることがうかがえる。当時の倉敷村では村高の半分以上が上位5人によって占められている。

「大橋貞吉家文書」および「岡山大学附属図書館所蔵小野家文書」から、大橋家と新禄古禄騒動とのかかわりを示す記述を抽出したのが表2である。文政5年(1822)8月、倉敷村百姓54人が、今般村役人一同が退役を願い出たので村方が混雑し迷惑するとして、取締りを大草太郎右馬代官役所に願い出た。貞蔵が惣代6人のうちに入っている。文政7年、源助(東大橋家)が惣代として江戸出府し、老中・大目付・勘定奉行へ駆込訴訟・駕籠訴などを行った。文政11年に入札で平右衛門・源助が年寄に就任する。ところが、翌年、源助らが文政7年に江戸出府したとき苗字帯刀していたなどと桂助なる者⁷に訴えられる。しかし、天保2年(1831)2月に桂助の訴えは吟味下げになる。その後、平右衛門・

⁴ 新禄古禄騒動については、『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第2章第4節(大森久雄氏執筆部分)に詳しい。

⁵ 倉敷市所蔵小野家文書。

⁶ 倉敷市所蔵小野家文書。

⁷ 桂助は本名を三和屋安八という(大橋貞吉家文書Ⅱ-8-C-5「桂介一件」、なお、文書番号は、「大橋家文書分類目録」(倉敷市史編さん室、1993年)の番号である)。桂助については、内池英樹「藤吉と桂介—天保の新禄古禄騒動—」(『倉敷の歴史』第8号、倉敷市、1998年)で触れられている。そこでは、「やくざもの」とされているが、その持高や家業の実態については明らかにされていない。表1によって、三和屋安八は倉敷村において約14石を所持し、村内17番目の持高であることが分かる。家業については、大橋貞吉家文書別Ⅰ-19-B-115「戊子文政十一年正月吉日 日記」の「米穀」の項目に、大橋家が末年(文政6年カ)に納米5俵を三和屋八十八に通119匁4分1厘で売却している。うち87匁2分5厘が支払われており、32匁1分6厘が不足となっている。ここから、三和屋は、米穀商を営んでいたことが分かる。大橋貞吉家文書Ⅱ-1-A-1「天保十二年辛丑正月吉日 御用書類留」によると、天保12年(1841)に桂助は米麦問屋、また船肝煎となっている。

表1 文政7年の倉敷村内持高上位者と村役人の持高

順位	村役	人名	村内持高 (石)	持高/村高
1	(年寄相続人)	水沢常太郎	399.9730	21.80%
2		植田汶四郎	223.8189	12.20%
3		広田屋藤左衛門	147.9605	8.06%
4	年寄	三郎右衛門	116.4583	6.35%
5	年寄	義右衛門	66.6410	3.63%
6	年寄	惣之助	64.0428	3.49%
7		中島屋貞蔵	63.8742	3.48%
8	年寄	彦七郎	54.4875	2.97%
9	(百姓代後家)	か代	40.6330	2.21%
10	百姓代	弥三右衛門	33.9190	1.85%
11		内田屋五郎右衛門	27.8400	1.52%
12	百姓代	六左衛門	22.2395	1.21%
13		花屋善左衛門	19.3700	1.06%
14		観龍寺	19.1225	1.04%
15		角屋忠兵衛	15.1960	0.83%
16		沢屋茂左衛門	14.0710	0.77%
17		三和屋安八	13.7028	0.75%
18		八浜屋弥兵衛	12.6015	0.69%
19		下津井屋吉左衛門	12.3910	0.68%
20		河手屋七兵衛	11.0290	0.60%
	庄屋	七太夫	1.7289	0.09%
	百姓代	源左衛門	1.3600	0.07%
	百姓代	寿右衛門	0.0260	0.00%
	百姓代	金三郎	困窮無人	
	百姓代	太十郎	文化6年死、絶家	

注：(1) 「文政七申年調 百姓持高書出し帳」「備中国窪屋郡倉敷村庄屋年寄百姓代十三家先祖書」(倉敷市所蔵小野家文書)より作成。

(2) 村高は1,834.8944石である。

(3) 二重線以下は、村役人のうち持高が上位に入らない者である。

源助はいったん年寄を退役した⁸が、天保7年8月、入札の結果、平右衛門・源助が年寄に復役した。ここから分かることは、大橋家の貞蔵が古禄を訴えた訴訟において惣代となっており、新禄派の中心的存在である。また、大橋家は新禄古禄騒動訴訟において、新禄側の訴訟費用を負担している。「戊子文政十一年正月吉日 日記」⁹の中の「村一件入用」と書かれた付箋の項目は、「村一件入用」と「源介

⁸ 『倉敷市史』第三冊(名著出版、1973年)34頁によると、天保2年4月の時点で平右衛門・源助は年寄を退役している。

⁹ 大橋良吉家文書別I-19-B-115。

表2 新禄古禄騒動と大橋家

年 月	出 来 事	典拠
文政5年8月	倉敷村百姓54人〔大橋 貞蔵が惣代6人のうちの一人〕が、今般村役人一同が退役し迷惑するので取り締まりを大草倉敷代官役所へ願う。	①
文政5年	倉敷村百姓32人惣代6人が、村役人一同馴合役向勝手俣に勤めているとして、庄屋外8人を倉敷代官役所へ訴える。	②
文政7年7月	上記の件で江戸勘定奉行所に訴える。その後、老中・大目付・勘定奉行へ度々駆込訴訟や駕籠訴を行う。	② ③
文政8年12月	(東大橋)源助が江戸から帰村する。	③
文政9年4月	貞蔵と源助の親類の十蔵が、源助の替わりに江戸へ行く。	③
文政9年8月	倉敷村一件が江戸勘定奉行所で扱人が立ち入り内済になる。(大橋)貞蔵と(東大橋)源介が訴訟方32人のうちに入っている。	②
文政9年8月	十蔵ほか5人が、江戸での滞在費や帰村費用として、大草代官江戸役所から200両を借用する。	③
文政11年2月	倉敷村庄屋・年寄の入札の結果、訴訟方から(植田)甚四郎・(大橋)平右衛門・(東大橋)源助が年寄になる。	④
文政12年2月	桂助が、(大橋)平右衛門と(植田)甚四郎、(東大橋)源助を倉敷代官役所に訴える。①文政7年8月、藤左衛門外31人が元村役人を相手取り江戸へ出訴したとき、惣代として行った源助ら7人の者が苗字帯刀していた。②いわれなき事のみたくらみ、小前一同を難儀に及ぼせた。	④
文政12年3月	源助・甚四郎・平右衛門が、桂助の訴えに対し倉敷代官役所に反論。	⑤
天保2年正月	源助・甚四郎・平右衛門が、退役を願い出る。	⑥
天保2年2月	桂助が3人を訴えた件につき風聞であったとして吟味下を、桂助・平右衛門・甚四郎・源助・ほか6人が倉敷代官役所に願う。	④
天保7年8月	入札の結果、平右衛門・源助が年寄に復役する。	⑦

注：①大橋貞吉家文書Ⅱ-8-A-6「乍恐以書附奉願上候」、②大橋貞吉家文書Ⅱ-8-D-2「倉敷村一件江戸於御奉行所扱人立入内済ニ相成双方為取替証文写」、③大橋貞吉家文書Ⅱ-8-D-1「乍恐以書附奉申上候」、④大橋貞吉家文書Ⅱ-8-C-6「乍恐以書附奉願上候」、⑤大橋貞吉家文書Ⅱ-8-C-4「乍恐以書付御答奉申上候」、⑥大橋貞吉家文書Ⅱ-8-A-4「乍恐以書付奉願上候」、⑦岡山大学附属図書館所蔵小野家文書4850

江戸出府入用」に分かれている。それぞれへの出費を、表3と表4にまとめた。表3を見ると、文政6年に村公事入用のために1貫500匁出銀している(1)ほか、文政7年以降新禄側の江戸での入用(15・21~24・27・28)、文政6~7年に祭礼に関する費用¹⁰(3・6・7・9・10)、文政7年に三和屋の密書買い取り(8)などに出費している。表4を見ると、文政8年以降源助の江戸滞在費用などに出費している。こうして大橋家は訴訟を遂行し、入札で年寄に就任する。その後、桂助に訴えられ、天保2年にいったんは退役するが、天保7年、入札により年寄に復役する。その後、文久元年(1861)に

¹⁰ 表3によると、祭礼の騒動についての費用や、祭礼の際の番人に関する費用などである。大橋家がいかなる立場でこうした出費をしたのかはまだ解明できていない。

表3 大橋家の「村一件入用」への出費

番号	年月日	銀(匁)	通(匁)	金(兩)	銭(文)	内容
1	未(文政6)年12月3日	1,500.00				村公事入用出銀
2	未(文政6)年10月19日			1		田川鉄三郎錢別六人へ取かへ
3	未(文政6)年12月19日			8		祭礼騒動ニ付役所出役へ遣籠六人へ取かへ
4	未(文政6)年12月20日	435.60				取噯人猶田屋飯代六人へ取かへ
5	申(文政7)年1月24日			7		広田屋・淀屋・郡屋出し置百匁入用付二度之分
6	申(文政7)年12月	休所入用5.20	44.00			祭礼之節十明番人
7	申(文政7)年閏8月27日			3		申祭礼又々騒敷由ニテ、橋本・田辺遣し、此方半分、残り広田六人へ取かへ
8	申(文政7)年9月3日			2		三和屋密書かい取六兩之内出金
9	申(文政7)年9月3日	100.00				来光院祭礼之節世話致無心申かけ、浜田・広田相談ニテ遣し
10	申(文政7)年9月9日			2		役所へ祭礼之札ニ遣ス、浜田へ渡ス
11	申(文政7)年10月26日	新札6.00				状賃
12	申(文政7)年12月晦日	新札3.00				状賃
13		新札47.50				広江ヤ払
14	申(文政7)年11月3日	新札6.00				広江ヤ払
15	申(文政7)年10月3日			25		江戸入用広田之半金塩尻分
16	申(文政7)年12月			1		申十二月戸田屋へ六人分遣し候分取かへ
17	酉(文政8)年7月10日	14.47				戸田屋・淀屋・才吉三人へ□遣三割
18	酉(文政8)年12月26日			1歩2 朱3匁 8分1厘		戸田屋・淀屋・才吉三人へ□遣三割
19	酉(文政8)年9月18日			2		十蔵取次下津井や取かへ
20	酉(文政8)年10月26日			2		付添人此吉入用取かへ
21	3月15日			20		江戸辻金渡ス 安右衛門・惣平
22				5		江戸十蔵へ遣し
23	4月2日			5		同岡田便遣し
24	5月17日	新札3.20為替入用		5		同岡山中村便遣し
25	6月19日				134	御年貢納入用十蔵分広田へ渡ス
26	7月1日	16.56				淀屋・戸田屋・才吉三人へ遣し
27	戌(文政9)年7月24日	650.56為替共		10		江戸十蔵へ為替、田中内記便
28	9月27日			15		十蔵江戸支配役所ニテ借用分、与次兵衛へ渡ス
29	12月26日	新札102.20				日畑与次兵衛江戸取噯人中日別分取かへ戌帳へ委シ
30	亥年分		通375.26			倉敷小入用、通四百六十九匁八分八歩取立
31	町役亥分				18,624	廿三貫貳百八十文之八歩
32	亥年分				450	万作給

注：(1)「戊子文政十一年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別I-19-B-115)より作成。

(2)読めない字は□にしている。

表4 大橋家の「源介江戸出府入用」への出費

番号	年月日	銀(匁)	金(両)	内容
1	酉(文政8)年正月16日		15	安藤与一左衛門為替遣し
2	酉(文政8)年5月20日		8	江戸為替
3	11月3日		25	江戸為替
4	7月26日		8	江戸為替
5	10月朔日	為替料5.00	20	岡山為替
6			-20	酉十二月廿八源介帰国致指返分
7	亥(文政10)年閏7月29日		20	源介京都在府中、八浜屋・下津井屋にて借用致候分、則□此方払申、源介請取書取之置
8	亥(文政10)年10月6日	671.52		長浜屋半十郎出立と申ス節入用高二五匁式分懸にて□□揃へ代ニ荒木屋出立致一日拾匁之積り十月九日出立
9		858.46		町役之式割ましそろへ
10		-920.49		割戻

注：(1)「戊子文政十一年正月吉日 日記」(大橋貞吉家文書別 I-19-B-115)より作成。

(2)読めない字は□にしている。

は庄屋に就任する。

このように、大橋家は経済力を基盤に、古禄相手の訴訟で中心的役割を果たし、政治的地位を上昇させていこうとする志向をもっていたことをうかがうことができる。

(2) 大橋家と小作騒動

「中島屋平蔵宅江浜村百姓数人罷越一件」¹¹により、大橋家に対する小作騒動の事例を見ていこう。倉敷村中島屋平蔵の浜村出作地は、倉敷村から入小作している土地が多かった。浜村の小作人が、困窮のため、平蔵の浜村出作地を残らず引き受け小作したいと文化13年(1816)11月12日に惣代2人を通じて平蔵へ申し出た。11月16日に平蔵が断ったところ、12月1日に浜村小作人が40人余りで平蔵宅へ押しかけ、小作を預かりたいことを申し出た。平蔵がまた断ったところ、12月3日に再び大勢で押しかけ平蔵の家内が混雑した。平蔵が村役人を通じて倉敷代官役所へ訴え、代官役所役人が押しかけた者たちを捕縛し、3人入牢・67人宿預けとなった。ここでは、平蔵の浜村所持地のうち、倉敷村から入小作している土地が問題となっている¹²。これは、大橋家の地主経営と浜村の小作人連合との軋轢

¹¹ 岡山大学附属図書館所蔵小野家文書2240。

¹² 享和元年(1801)には、窪屋郡浜村・小子位村百姓67人の惣代2人と年寄2人・庄屋1人が、入作している倉敷村中島屋平右衛門外57人を相手取り、出作地の村小入用割の件で倉敷代官役所へ訴えた(岡山大学附属図書館所蔵小野家文書5633)。この件は、都宇郡栗坂村庄屋と日畑村庄屋の取扱いで翌年に内済になった(大橋貞吉家文書別 I-8-B-1)。このように、浜村内の出作地をめぐるは以前から紛争があった。

といえよう。

次に大橋家と浅口郡連島村のうち茂浦の百姓との一件を見ていく¹³。「乍恐以書附御訴訟奉申上候」¹⁴によると、大橋平右衛門が、親平蔵の代から、新見藩領浅口郡茂浦村¹⁵のうちに田畑5町8反9畝29歩、高19石6斗3升1合¹⁶の土地を所持し、茂浦村百姓88人に小作させ、年貢諸役は平右衛門が負担してきた。大橋家・小作人とも代替わりなどで小作証文が実態に合わなくなったので、小作証文を改めることを平右衛門が持ちかけたところ、あれこれいってとりあわず、安政2年(1855)に小作人一同が申し合わせ小作米80石2斗6升4合を納入しない。談判したところ庄屋六郎右衛門が納めることを止めていると答えた。六郎右衛門に尋ねると、思うところがあって小作米を納めることを差し止めている、地所に縄延べがあるので竿入れをし、過反別は茂浦村の者へ配当するので心得ておくようにといった。

このように、一件の発端は、大橋平右衛門が小作証文を実態に合わせるため、書き改めることを要求したことにあった。これに対して、小作人たちは小作料不納で対抗した。これは、庄屋六郎右衛門の考えで差し止めているという。六郎右衛門は、地所の縄延べを検地し、増えた部分は茂浦の小作人に配分する考えを示した。

安政4年(1857)11月に、大橋平右衛門の代理として親類百姓多助が、新見藩領浅口郡連島村のうち茂浦の百姓86人と庄屋六郎右衛門を「不法出入」で訴え、勘定奉行に目安を差し出した¹⁷。その目安によると、六郎右衛門は、地所の縄延べを検地し、増えた部分は茂浦の小作人に配当するなどといい、安政2・3年分の小作米を納めない。平右衛門が支配役所へ申し立て、支配役所から相手方領主役場へ掛け合ったが延び延びになっている。六郎右衛門が役柄に不似合いなことをせず、平右衛門所持地の年貢と小作米を納めるよう命じることを願ひ出ている。同年11月14日、評定所を構成する11人が目安に裏書きし、来年3月25日に評定所に出向いて対決することを茂浦の小作人と村役人に命じた¹⁸。同年12月24日、連島村のうち小作人88人らが、目安を点検して多助に目安の受取証文を出した¹⁹。安政5年3月25日、連島村のうち茂浦百姓と大江村百姓89人惣代の大江村元庄屋六郎右衛門が評定所に返答した²⁰。そこでは、新見藩領内で流通が認められた名目銀札には「倉敷引替中島屋」の印があり、年貢収納米代金や諸役もその銀札で取引していたにもかかわらず、引き替えを嘉永7年(1854)以来中島屋平右衛門分家の久右衛門に度々頼んだがしてくれず迷惑していること、さらに平右衛門が茂浦内で所

¹³ この一件については、『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第3章第5節(上原兼善氏執筆部分)で触れられている。本稿作成に際しても示唆されるところが多かった。

¹⁴ 大橋貞吉家文書別I-8-A-5-3。

¹⁵ 大橋貞吉家文書別I-8-A-5-3では浅口郡茂浦村となっている。

¹⁶ これに対する小作料は、後述のように80石に上っている。

¹⁷ 大橋貞吉家文書別I-8-A-1「乍恐以書付御訴訟奉申上候」。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 大橋貞吉家文書別I-8-A-5-4「拝見請取証文之事」。

²⁰ 大橋貞吉家文書別I-8-A-3「乍恐以返答書奉申上候」。

持する田畑に悪水がたまり近くの田畑を所持する者が迷惑するので、石垣あるいは土普請をするよういったが応じず、所持地を村方へ買い戻すことを相談しても納得しないこと、六郎右衛門の身分進退が差し迫り、やむなく小作人が平右衛門へ納めるべき小作米代銀を差し控えたこと、平右衛門が銀札を引き替えたうえで小作米代銀を平右衛門に渡したいこと、平右衛門が所持する田畑を村方へ譲り受けたいこと、を主張している。この出入は内済となり、同年6月2日、双方が評定所へ済口証文を提出した²¹。そこでは安永2年～4年分の小作米240石7斗9升2合の代金300両3歩永99文4分3厘を残らず大橋平右衛門が受け取り、今後は小作米を滞滞なく納めることで合意している。

ところで、この済口証文には、六郎右衛門について、次のような記述がある。

(前略) 無是非平右衛門方江通達之上、小作米代銀卯辰兩年分并翌巳年共取立、右合銀之内ニ而領主御年貢諸役銀三ヶ年分引、残銀私方江預り罷在候義ニ而 (後略)²²

この記述によれば、庄屋六郎右衛門は、大橋家の所持地の小作人から小作米代銀を取り立て、その中から年貢・諸役銀を差し引き、残りの加地子代銀を大橋家に納める役割をしていたことが考えられる。いわば、庄屋が村内の大橋家の小作米収取を請け負っていたといえるであろう。大橋家は、庄屋に小作米収取を請け負わせることで、村落共同体規制を自己のために利用した。しかし、大橋家がひとたび小作証文を実態に合わせようとすると、村ぐるみの反発を招いた。ここでは、大橋家の小作地を村方へ買い戻す主張までが現れている。これは、小作地のうち増加した部分の取り分をめぐる村外地主と村落共同体とのせめぎあいといえよう。この一件では、小作人たちは増加した部分を守ることに成功した。

大橋家にとって、村落共同体を利用した地主経営を展開することは、経営上便利ではあったが、小作人との利害が対立する局面になると、村落共同体ぐるみの反抗をまねく危険性と隣り合わせであった。

以上、村方騒動と小作騒動を通じて、大橋家の政治的地位と地主経営について見てきたが、両者が密接に関連していることが考えられる。大橋家は他村において、庄屋に小作米収取を請け負わせ、村落共同体規制を自己のために利用したのと同じく、倉敷村で政治的地位を上昇させていった理由の一つは、村内の地主経営を安定させるためではなかったか。逆に、地主経営が安定すれば、経済力を基盤に、大橋家は政治的地位を上昇させることができたのである。

3 大橋家と幕藩領主

(1) 格式免許

大橋平右衛門は、凶作であった天保12年(1841)正月に、米銭を施すかまたは粥を炊き出して飢渴

²¹ 大橋貞吉家文書別 I-8-A-4 「茂浦一条願書済口共」。

²² 同上。

した者を救うため金1000両の拠出を幕府に願ったところ、その金で籾を買い上げるよう命じられ、輸送用の船の費用まで一式引き受けて上納した。その外奇特なことがあったので、褒美として永々苗字を名乗るよにという水野越前守(老中)の指令が、梶野土佐守(勘定奉行)を経て代官高山又蔵から平右衛門に伝えられた²³。慶応4年(1868)6月に倉敷村村役人が、倉敷村で格式免許された者を、「備州様御出張倉敷御役所」に書き上げた史料を表5にまとめた。平右衛門は、先述した天保12年を皮切りに常に村内最多の献金をし、着実にその対価として与えられる特権を拡大していったことが分かる²⁴。つまり、平右衛門は、代官役所の豪農商を基盤とした地域編成政策と結び付き、献金と引き替えに格式を獲得した²⁵。平右衛門が嘉永4年(1851)12月に倉敷代官役所管下幕府領の掛屋²⁶、文久元年(1861)12月に倉敷村庄屋²⁷、慶応元年(1865)11月に郡中取締²⁸に就任した背景には、代官役所との強い結び付きがあったことはまちがいないと考えられる。

(2) 旗本帯江戸川家財政とのかかわり

旗本帯江戸川家は、慢性的な財政危機に陥っていたうえに、当主が弘化3年(1846)2月に甲府勤番支配を命じられたため、さらに財政が悪化した。嘉永元年(1848)6月の時点で、江戸・大坂・帯江の借金は、合わせて金42,095両余にのぼっていた²⁹。そのため、同年12月、当主以下家中全体で財政改革を行うことを前提として、同年12月から1年間、帯江戸川家当主は、その必要経費を植田武右衛門と大橋平右衛門から仕送りの形で受け取るようになった³⁰。それによると、植田・大橋両人は、江戸の必要額と借財返済額として1年に1,159両、帯江陣屋の必要額として200両、合計1,359両を仕送り、そのかわりに帯江戸川家は、知行所である羽島村ほか11カ村の年貢米2,911石余を直接に両家に渡し、両家はそこから元利を差し引き、余りは引米や公務手当、借米返済の基金にするというものである。そして両人で分担して確かに出金している³¹。片山新助氏³²によると、その後も両家による財政管理は

²³ 大橋貞吉家文書Ⅱ-7-B-1-1「苗字帯刀其余御趣意柄之者由緒書上帳 窪屋郡倉敷村」。

²⁴ 助勢としてはそれ以前から行われている。例えば大橋貞吉家文書Ⅰ-10-1-1-10「申渡」によると、天保3年(1832)3月に古橋代官が、平右衛門が哲多郡の幕府領村々の困窮に対し米500俵を助勢したことを賞している。

²⁵ 山下洋「身上」と「家柄」—ある倉敷町屋女性の書状にみる—(『倉敷の歴史』第7号、倉敷市、1997年)では、献金による身分や役職の追求を自己目的としがちな大橋家当主に対し、家産の維持を重視する当主の母親の手紙を紹介している。

²⁶ 大橋貞吉家文書Ⅱ-1-B-2「嘉永五年壬子正月吉日 諸日記」。

²⁷ 大橋貞吉家文書Ⅱ-1-A-18「万延二年辛酉正月吉日 御用書類留」。

²⁸ 『倉敷市史』第五冊(名著出版、1973年)90-91頁。

²⁹ 「五ヶ年之間御省略向奉伺候書付」(『新修倉敷市史』第9巻「史料 古代・中世・近世(上)」(倉敷市、1994年)近世編28号)。

³⁰ 「植田大橋両家江指入候証文并議定書」(同上近世編34号)。

³¹ 「帯江御定用并御陣屋入用共出金割合」(同上近世編33号)。

³² 片山新助「旗本財政の豪商仕法」(『倉敷の歴史』第5号、倉敷市、1995年)、『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第1章第4節(片山新助氏執筆部分)でもこの件について詳述している。

表5 倉敷村で格式免許された者（慶応4年6月）

年 代	植田武右衛門		大橋平右衛門		大原与兵衛		原唯介		内藤
	格式免許	理由	格式免許	理由	格式免許	理由	格式免許	理由	
文政2年 (1819)5月	父武右衛門が苗字永々名乗	村方に奇特の取り計らい							
文政4年 (1821)10月									
天保12年 (1841)正月	一代帯刀	飢人救済、金子無利息貸渡し、粉200石上納	永々苗字名乗	飢饉対策に金1000両分の粉上納					
弘化4年 (1847)9月			一代帯刀	讃岐国塩浜新開5500両差出、窮民救済、銀24貫目上納					
弘化4年 (1847)11月	孫代まで帯刀	困窮人救済、銀12貫目上納、福田新田新開に骨折							
嘉永7年 (1854)									
安政2年 (1855)正月			孫代まで帯刀 一代二人扶持	御備筋に金1000両、銃1000貫目					
安政5年 (1858)10月									
安政5年 (1858)11月									
安政5年 (1858)12月	一代一人扶持	海岸御備筋に金500両	一代四人扶持	海岸御備筋に金1000両					
万延元年 (1860)5月									
文久元年 (1861)12月			永々帯刀	難渋者に金200両、本丸普請に1000両	孫代まで苗字	本丸普請に金500両			苗字
文久2年 (1862)3月	一代二人扶持	本丸普請200両、窮民救済、乙島新開扱立入							
慶応元年 (1865)									
慶応元年 (1865)5月									
慶応2年 (1866)3月			一代七人扶持 孫代まで屋敷地免除	御進発に金1300両	苗字・帯刀とも孫代まで	御進発に金1000両	苗字孫代まで 帯刀一代	御進発に金750両	苗字孫代まで
慶応2年 (1866)5月									
慶応2年 (1866)12月			慶斗目継上下 永代十人扶持・居屋敷免除	京都御用途に2000両					

注：「苗字帯刀其餘御趣意柄之者由緒書上帳 窪屋郡倉敷村」（大橋貞吉家文書Ⅱ-7-B-1-1）より作成。

忠兵衛	水沢遠三郎		小山安右衛門		大橋秀太郎		山川与右衛門・小松原善右衛門・川崎銀蔵		
	理由	格式免許	理由	格式免許	理由	格式免許	理由	格式免許	理由
	祖父伊左衛門が一代帯刀・苗字永々	難渋の者へ米金差出							
	祖父伊左衛門が一代帯刀	飢人救済、金子無利息貸渡し、粃200石上納							
	父常太郎が悴代まで帯刀	困窮人に施し、冥加米上納							
			一代苗字	金200両上納					
	一代帯刀	海岸御備筋に金500両							
			孫代まで苗字	金200両上納					
			悴代まで帯刀	金700両上納					
本丸普請に金200両									
			孫代まで苗字帯刀 一代一人扶持	金800両上納					
					苗字一代	御進発に金200両			
御進発に金300両	孫代まで帯刀	御進発に金500両							
							苗字帯刀 永々居屋敷免除	戦死者の家族	

続き、文久年間からは大橋家が単独で行った可能性が強いという。大橋家は、明治元年（1868）12月、決算の残金として396両を帯江戸川家に渡しており、従って、その時点までに融資をすべて回収していたと考えられるという。

（3）各藩への調達金

大橋家は、文化期ごろ以降、諸藩や諸藩家老などから金銀の調達を求められるようになった。明治4年（1871）12月に大橋平蔵³³が、倉敷県庁の布令により書き上げた「旧御藩江調達金銀書上 備中国窪屋郡倉敷村大橋平蔵」³⁴をもとに、その実情を表6にまとめた。明治4年12月時点における岡山藩への文化～安政期の貸銀残額が1,593貫800目、岡田藩への明治3～4年の貸金残額が6,285両、鴨方藩への慶応元（1865）～明治2年の貸金残額が3,400両、鶴田藩への明治3～4年の貸金残額が3,010両、福山藩への明治3年の貸金残額が3,000両、岡山藩家老伊木若狭への慶応4年の藩用貸金残額が3,000両などとなっている。その返済は表に見るようにほとんどなされていない。また、やはり明治4年12月に大橋平蔵が、倉敷県庁の布令により書き上げた「旧御藩御家老様方江調達金銀書上 備中国窪屋郡倉敷村大橋平蔵」³⁵をもとに、金銀調達の実情を表7にまとめた。広島藩家老浅野右近への慶応2年の貸金残額が1,000両、岡山藩家老伊木若狭への貸金残額が4,555両、岡山藩家老池田近江への文久2年（1862）の貸金残額が900両、岡山藩家老池田図書介への安政3年（1856）と慶応3年（1867）の貸金残額が2,853両、岡山藩家老土倉修理介への弘化2（1845）～明治元年の貸金残額が1,857両となっている。その返済はやはりほとんどなされていない。

次に、明治32年（1899）12月に大橋平右衛門が衆議院議長宛に書いた「用達金ニ対スル公債下付ノ義ニ付請願」³⁶により、大橋家が慶応4年に岡山藩家老の出兵のため軍資金を調達したその後の経過を見よう。①慶応4年正月、「出張伊木若狭内」の豊田弥一左衛門・小松原源治・久岡喜源太が「松山城伐手並為備中鎮撫出陣中臨時入用」のため、大橋平右衛門から金2,000両を借用した。②慶応4年2月、「倉敷陣屋出張伊木若狭内」の小松原源治・久岡喜源太が「当地鎮撫中出張臨時入用」のため、大橋平右衛門から金1,000両を借用した。③慶応4年正月、「池田近江内」の辻与右衛門・杉山七左衛門が「津山城去就取調且ツ作州地方鎮撫出陣」にかかる莫大な費用をまかなうため、大橋平右衛門から金1,000両を借用した。④慶応4年2月、「池田図書介内」の黒住喜五郎・鈴木定之丞・吉田亀之進が「姫路城為伐手出張致シ候ニ付臨時入用」として、大橋平右衛門から金1,000両を借用した。⑤慶応4年2月、「池田図書介内」の黒住喜五郎・鈴木定之丞・吉田亀之進が「姫路表出張中無抛入用」のため、大橋平右

³³ 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2によると、5代平右衛門は明治3年に平蔵と改名している。

³⁴ 大橋貞吉家文書別Ⅰ-16-K-1。

³⁵ 大橋貞吉家文書別Ⅰ-16-K-1。

³⁶ 大橋貞吉家文書Ⅱ-26-A-2。

表6 旧藩へ調達金銀書上げ (明治4年12月)

番号	旧藩名	調達金(両)	調達銀(匁)	内 容
1	鴨方	1,080		慶応元年1600両取替え、返済は1カ月7朱半の利で6カ年割済の約束、寅卯2カ年520両元入れ残。
2	鴨方	1,000		明治元年12月調達金、利は1カ月に9朱、返済は5カ年の約束だが元入はそのまま。利息は受け取り。
3	鴨方	1,000		明治元年12月1カ年期で取替え。元入延引。
4	鴨方	320		明治2年12月1カ年限取替え、利は1カ月に1歩、その後5両元入れ残。
	(小計)	3,400		
5	浅尾	500		明治4年3月、米400俵預り取替え、返済は利1月に1歩5厘、明治4年10月に返済の約束。
	(小計)	500		
6	龍岡	2,000		明治3年12月、利1月1歩5厘、明治4年12月に返済の約束だったが、改革につき年々米70石ずつ渡されるはず。
	(小計)	2,000		
7	足守	410		安政4年12月調達金、利は1月1歩、その後元利ともそのまま。
	(小計)	410		
8	鶴田	1,200		明治4年2月、鶴田藩御用のため作州村々に取替え、利は1月に1歩半、明治4年7月に返済のところ延引。
9	鶴田	600		明治4年6月、鶴田藩御用のため郡中村々に取替え、利は1月に1歩8厘、明治4年9月に返済のところ延引。
10	鶴田	1,210		明治3年閏10月、鶴田藩御用のため郡中村々に取替え、返済は廻米で入札米払代金で払入れる約束、利は1月に1歩半、11月に返済の約束。
	(小計)	3,010		
11	岡田	1,500		明治3年12月調達金、返済は1月1歩3朱の利、明治4年11月限に返済の約束。
12	岡田	125		明治3年12月調達金、1月1歩3朱の利、明治4年11月限に返済の約束。
13	岡田	125		明治4年正月調達金、1月1歩3朱の利、明治4年11月限に返済の約束。
14	岡田	125		明治4年2月調達金、1月1歩3朱の利、明治4年11月限に返済の約束。
15	岡田	500		明治4年3月調達金、1月1歩3朱の利、明治4年11月限に返済の約束。
16	岡田	500		明治4年7月調達金、1月1歩3朱の利、明治4年11月限に返済の約束。
17	岡田	2,770		明治3年12月調達金、利息は1カ年に5朱、明治4年から20年賦、毎年11月限元利を下さる約束。
18	岡田	640		明治3年12月調達金、利息は1カ年に4朱、明治4年から20年賦、毎年11月限元利を下さる約束。
	(小計)	6,285		
19	福山	1,000		明治3年12月調達金、利息は1カ年に8朱、明治4年11月限に返済の約束。
20	福山	2,000		明治3年12月調達金、利息は1カ年に1割、明治4年11月限に返済の約束。
	(小計)	3,000		
21	備前		508,820	嘉永元年正月銀535貫600目調達、返済は同年より5歩利、元銀は20年賦返済の約束、同年26貫780目元入になりその後元入なし。
22	備前		90,000	天保13年12月調達銀150貫目、1カ月7朱利、元銀は10カ年割返済の約束。翌年減利5歩になり、未年までに50貫目元入れになり残銀。
23	備前		60,000	天保14年3月調達銀100貫目、1カ月6朱利、元銀は10カ年割返済の約束。亥年より5歩に減じ、申年までに40貫目元入れになり残銀。

24	備前		80,000	弘化元年調達銀100貫目、1カ月6朱利、元銀は10カ年割返済の約束。申年までに20貫目元入れになり残銀。
25	備前		135,000	弘化2年調達銀150貫目、1カ月6朱利、元銀は10カ年割返済の約束。申年までに15貫目元入れになり残銀。
26	備前		130,000	弘化3年調達銀130貫目、1カ月7朱利、4年目より10年賦の約束、その後元入れなし。
	(小計)		1,003,800	西正月元、以来は差別なく利息100貫目につき米30俵渡されるところ、慶応4年より半減し15俵ずつ、明治2年より半減し7俵半ずつになる。
27	備前		100,000	文化14年12月指出預り銀、毎年利息として100貫目につき米200俵ずつ下される約束。
28	備前		30,000	安政2年12月差出、利米は同上。
29	備前		30,000	安政2年12月差出、利米は同上。
30	備前		340,000	文政13年12月差出銀、利米は同上。
31	備前		60,000	嘉永6年差出銀、利米は同上。
32	備前		30,000	嘉永6年差出銀、利米は同上。
	(小計)		590,000	差出預り銀利米として100貫目につき200俵の当を以て永々下される規定のところ、安政2年より利米半減100俵、慶応元年より50俵、慶応4年より25俵、明治2年より12俵半の割合でお渡しになった。
33	生坂		25,000	天保12年12月100貫目調達利息1カ月6朱半、8カ年賦返済の分、6カ年分元入残り2年分。
34	生坂		26,000	弘化4年12月元利息1カ月3朱。
35	生坂	750		弘化2年12月金1000両調達、返済は1カ月6朱半利、8カ年賦、2カ年元入残り元。
36	生坂		50,000	弘化4年12月調達、利息1カ月6朱半。
37	生坂	350		嘉永元年3月調達、利息1カ月7朱。
	(小計)	1,100	101,000	無利30カ年賦、酉年より年々11月限り年賦お渡し。
			623	酉年より辰年までお渡し金銀
			477	お渡し残金銀
38	生坂		12,000	弘化4年12月銀60貫目調達、酉より25年賦払いで、酉より辰まで20年賦元入れ残り。
39	庭瀬	875		明治3年11月1750両調達金の内、明治4年4月半分の875両お渡し残金、明治4年11月限返済の筈、利は1カ月に1歩3朱。
40	庭瀬	1,092		明治3年12月調達金、返済は明治4年より10カ年賦、利は年4朱。
	(小計)	1,967		
41	備前藩伊木若狭	2,000		慶応4年正月、松山城伐手并当地鎮撫出陣中、臨時入用の由にて藩用と存じ調達金、利は1月1歩、明治2年暮までは利のみ下され、その後そのまま。
42	備前藩伊木若狭	1,000		慶応4年2月、当地旧御代官所没収受取のため出張鎮撫中臨時入用の由調達金、利は1月1歩、返済は同上に延引に。
	(小計)	3,000		
43	備前藩池田近江	1,000		慶応4年正月、津山出張につき入用の由、藩用と存じ調達金、利は1月1歩5厘、帰陣次第返済の約束、明治2年まで利のみ下され、元金はそのまま。
	(小計)	1,000		
44	備前藩池田図書介	1,000		慶応4年正月、姫路出張につき入用のため調達金、帰陣次第返済の約束、明治2年まで利のみ下され、元金はそのまま。
45	備前藩池田図書介	700		慶応4年2月、姫路出張中入用のため調達金、帰陣次第返済の約束、明治2年まで利のみ下され、元金はそのまま。
	(小計)	1,700		
	合計	26,749	1,652,684	

注：「旧御藩江調達金銀書上 備中国窪屋郡倉敷村 大橋平蔵」(大橋貞吉家文書別 I -16-K-1)より作成。

表7 旧藩家老へ調達金銀書上げ (明治4年12月)

番号	旧藩名	家老名	調達金(両)	調達銀(匁)	内 容
1	広島	浅野右近	1,000		慶応2年7月、臨時急入用につき調達金、利息は1カ月1歩、慶応3年2月に元利とも返済の約束だったがその後そのまま。
2	備前	伊木若狭	190		元金300両調達利息1カ月6朱半、明治元年11月まで入、残り元10年賦1カ年30両ずつ元入れになる約束のところ、明治2年以來そのまま。
3	備前	伊木若狭	90		元金300両調達利息1カ年6歩、明治元年11月まで入、残り元10年賦1カ年30両ずつ元入れになる約束のところ、明治2年以來そのまま。
4	備前	伊木若狭	2,200		慶応元年暮から利息1カ年3歩、明治元年まで利息をお払いになったが、その後明治2年からそのまま。
5	備前	伊木若狭	1,275		慶応元年12月1575両、利息1カ月3朱、慶応元・2年は50両、慶応3・明治元年は100両ずつ元入れ、明治元年12月残元、その後そのまま。
6	備前	伊木若狭	800		元治元年12月元金1000両、利息は1カ年6歩、慶応元・2年利払い、慶応3年・明治元年年元入100両ずつ、明治元年12月残元、その後そのまま。
7	備前	池田近江	900		文久2年11月元金1300両調達、利息1カ月1歩、毎年米払い入れの約束、明治2年11月までは払い入れになり、その後そのまま。
8	備前	池田図書介	1,408		安政3年暮より利息1カ年6朱、明治元年11月まで利息払い入れになり、明治2年以來そのまま。
9	備前	池田図書介	430		安政3年12月元利息1カ年1割、明治元年11月まで利息払い入れ、明治2年以來はそのまま。
10	備前	池田図書介	745		安政3年12月元利息1カ年3歩、明治元年11月まで利息払い入れ、明治2年以來はそのまま。
11	備前	池田図書介	270		慶応3年7月元金450両、利息1カ月1歩慶応3年暮から5年賦、慶応3年・明治元年年元入れになり、明治年以來そのまま。
12	備前	土倉修理介	1,200		銀155貫41匁7分6厘、弘化2年10月元利息1年3歩、そのうち60貫目は本藩へ振納、残銀95貫41匁7分6厘、その後年々利払い、明治2年以來そのまま。
13	備前	土倉修理介	204		文久3年9月元金400両、利息1カ月8朱、明治元年12月まで入り残元、その後そのまま。
14	備前	土倉修理介	300		明治元年12月利息1カ月1歩、明治2年暮より毎年知行米を以って払い入れ下さる約束のところ、明治2年以來そのまま。
15	備前	土倉修理介	100		明治元年12月利息1カ月1歩、明治2年暮より毎年知行米を以って払い入れ下さる約束のところ、明治2年以來そのまま。
16	備前	土倉修理介	53		安政5年7月元利1カ月1歩、安政5年11月初知行米で払い入れ下さるはずのところ、その後利払いまたは少し元入れになる年もあり、明治元年11月残元、明治2年以來そのまま。
合計			11,165		

注：(1)「旧御藩御家老様方江調達金銀書上 備中国窪屋郡倉敷村 大橋平蔵」(大橋貞吉家文書別I-16-K-1より作成。

(2) 調達金のうち永は省略した。

衛門から金700両を借用した。以上①～⑤のように、岡山藩家老三家に軍資金5,700両を調達した。

三家の約束は、帰陣の後、「公辺」へ申し立て、速やかに返済するというものであった。その後、償還の約束が追々遅延したので、大橋家は三家へ請求したが、三家は「公辺」へ申し立てているので追って連絡すると返答した。明治4年に政府の布告により、大橋家は倉敷県庁に調達金の次第を報告した。明治5年に大蔵省公債係の官員が小田県に出張、調査したが、その報告書には、この調達金を公債をもって償還する項目に算入していなかった。その理由を知るため、大橋家は明治7年2月に小田県庁に嘆願書を提出した。小田県庁はこれに対して同年7月、「仮令軍資ナリトモ、証文面本藩ノ負債ニアラザルヲ以テ、公債ニ可相立謂ハレ無之」と返答した。岡山藩の負債でないのならば伊木ら三家の私債といわざるをえないので、三家に談判したところ、三家は「全ク軍資ニ供シタル者ナルガ故ニ、岡山県庁ニ対シテ請求ス可シ」と答えた。よって同年8月、小田県に再願し、10月に重ねて嘆願したが、小田県は岡山県と交渉し、明治8年3月に前回と同様「仮令軍資ナリトモ、証文本藩ノ負債ニ無之候間、公債ニ難立」と指令した。

明治8年小田県は廃止され、岡山県に合併した。大橋家は、伊木ら三家を県庁に召喚して事実を精査することを請願し、明治9年2月・6月・11月に数回嘆願書と伺書を提出したところ、明治10年6月に「調達金ノ件ハ、伊木忠喜(若狭ノ継続者)外兩名ト直チニ示談可致」との指令があった。指令に基づき三家へ更に談判したところ、三家の回答は「調達金ハ全ク軍資ニ使用シタルモノニシテ、私債ニアラス、付テハ其ノ筋へ上申スベシ」とあった。明治12年6月、大橋家は政府に嘆願しようとし、県庁に添翰を願ったとき、県庁は9月中旬に伊木外2名と一応示談すべしと諭したので、大橋家は示談を進めたが、三家は、「公然タル軍費ヲ銘々共更ニ償還スベキ謂無之」という見解を曲げなかった。

明治12年11月に、今回は旧岡山藩側の池田図書助・池田近江兩名が、県知事に、用達金負債が公債に採用されるよう願書を差し出した。それに対する岡山県の指令は、「旧藩債ニ原因スル理由確証等有之候得ハ、旧藩主ヨリ可申立筋ト相心得」とあった。この指令を憂慮した旧藩主池田章政も、岡山県令に対して公債に組み込むことを願い出た。明治14年1月26日、岡山県知事の指令は、またしても「藩庁ニ引受ケタリトノ確証無之モノニ付、藩債ト見做シ償還処分ノ義ハ、規則ニ抵触シ到底詮議難及旨其筋ヨリ指令有之候条、此旨可相心得事」とあった。それから数回、嘆願が行われたが、「藩債ノ確証ナシ」との理由で一向に省みられなかった。大橋平右衛門は、明治32年(1899)12月、衆議院議長に対しても用達金に対する公債下付の請願書を書いた³⁷。そうした努力にもかかわらず、軍資金は償還されなかった³⁸。

³⁷ 「用達金ニ対スル公債下付ノ義ニ付請願」(大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2)によると、大橋平右衛門は明治32年12月に貴族院議長宛にも同文の請願書を書いている。

³⁸ 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2。

以上のように、大橋家は幕府に献金して格式を獲得し、それとともに役職を上昇させていった³⁹。旗本財政を請け負うこともした。それらと表裏一体であるが、大橋家の資産の一部は幕末の動乱期において、詰藩や諸藩家老に吸着され、吸い込まれていったのである⁴⁰。

4 大橋家と救恤

大橋家と倉敷村の義倉⁴¹とのかかわりを見ると、明和6年(1769)の「義倉条約」⁴²に中島屋平右衛門が名を連ねている。同年の「義麦等録」⁴³では、中島屋平右衛門は一石を提供しており、等級は中下等である。天明8年(1788)の「義麦等録」⁴⁴では、二石を提供しており、等級は中等である。明治3年(1870)に続義倉が組織されたとき、大橋平右衛門は金30両を義捐した⁴⁵。

次に、大橋家の救恤活動を数例見ていく。天保8年(1837)は大凶作となり、疾病も流行した。林孚一は、「続義倉記」⁴⁶で、「天保八年丁酉大凶年、加ルニ疾病流行、四海困窮、此地ハ四五月ノ頃最甚シ、斃者一日ニ二十人ヨリ三十人ニ至ル、貧民同年絶家ニ及者凡七十軒ト聞」と述べている。こうした中、倉敷村は困窮者に援助を行った。「天保八西年中 救方勘定書」⁴⁷により、天保8年の白米援助の様子を表8にまとめた。平右衛門の店で167軒656人に白米130石6斗6升9合4勺を援助した外、水沢常太郎向店と植田武右衛門旧宅・本宅店を合わせて合計白米421石4斗7升1合3勺を援助してお

表8 天保8年の白米援助

援助場所	援助白米(石)		家数	人数
水沢常太郎向店	131.8005	東町・本町・戎町・浜田町	182	658
平右衛門店	130.6694	相生町・井上町・阿智町・川西町・上新川	167	656
植田武右衛門旧宅・本宅店	159.0014	前神町・御崎・向市場町・船倉・新田	217	790
(合計)	421.4713			

注：「天保八西年中 救方勘定書」(大橋貞吉家文書I-10-1-1-2)より作成。

³⁹ 註25山下論文で触れているように、大橋家当主に、役儀に就いたり、多額の献金を行ったりすることに伴うリスクを自覚し、躊躇する気持ちがなかったわけでは決してなからう。それらは、代官役所や村内との関係を円滑にし利権を拡大していく上での、やむをえない選択であったに違いない。

⁴⁰ 大橋貞吉家文書VII-21-A-5-2によると、大橋家は調達金により資産の大部分を失ったとされる。

⁴¹ 倉敷義倉については、内池英樹「近世義倉組織の一考察—倉敷義倉を事例として—(上)(下)」(『岡山地方史研究』80・81、1996年)に詳しい。そこでは、救恤への支出より貸付への支出が圧倒的に多く、救恤も行われているものの、金融機関としての側面が強いことが指摘されている。『新修倉敷市史』第4巻「近世(下)」(倉敷市、2003年)第2章第2節(大森久雄氏執筆部分)でも倉敷義倉について詳述されている。

⁴² 「義倉条約」(『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世(下)」(倉敷市、1997年)99号)。

⁴³ 「義麦等録」(『新修倉敷市史』第10巻「史料 近世(下)」(倉敷市、1997年)100号)。

⁴⁴ 大橋貞吉家文書II-10-1。

⁴⁵ 大橋貞吉家文書VII-21-A-5-2。

⁴⁶ 『倉敷市史』第三冊(名著出版、1973年)1042頁。

⁴⁷ 大橋貞吉家文書I-10-1-1-2。

り、その費用は代銀79貫629匁4分3厘であった。その外諸費を合わせて89貫453匁1分3厘を費やすこととなり、うち18貫617匁1分3厘(21%)を106人が出し、残りの70貫836匁を庄屋の水沢・植田と年寄の平右衛門が拠出した。また、別史料「天保八丁酉年中 救方米金指出人書上」⁴⁸によると、その内訳は、水沢が28貫目(31%)、植田が16貫836匁(19%)、平右衛門が26貫目(29%)である。平右衛門は、村の援助費用全体の29%を負担したことになる。

「救方出金指引算用帳」⁴⁹によると、万延元年(1860)10月から翌年にかけて倉敷村で難渋者への援助のため合計1,387両3分の出金があった。そのうち、平右衛門が最多の200両を出し、植田武右衛門の100両、安右衛門の100両、与兵衛の50両と続く。さらに、「慶応三卯年三月 救方差出増金之分書上帳」⁵⁰によると、慶応3年(1867)に、合計金4,067両2分を「救方」へ差し出したと申し出があったことを倉敷村役人が代官役所に報告している。そのうち、庄屋の大橋平右衛門が最多の1,000両を出し、水沢遠三郎の410両、小山安右衛門の400両、植田武右衛門の350両、大原与兵衛の350両と続く。

このように、大橋家は少なくとも天保期以降は救恤において常に倉敷村で最大級の負担をした。そこからは、圧倒的な経済力を背景に、居村などへの負担を通じて大橋家経営に対する居村民などからの支持を取り付け、大橋家経営の基盤を揺るぎないものとし、さらに強化していこうとする志向がうかがえる。

5 おわりに

中間的まとめとして、本稿の論考および前稿のそれに従って、大橋家の発展そしてその地域社会とのかかわりを、いくつかの時期区分しながら、整理しておきたい。

《宝永～寛政期》

中島村から商売のために宝永元年(1704)に倉敷村に転居し、雑貨商とともに金融業を営む。金融業では貸付先の地域や金額を拡大させていく。安永～天明期には、倉敷代官役所貸しや、受込人を通じた村辻貸しも本格的に展開する。金融業と連動した地主経営では、出身村の中島と浜村が地主経営の中核地域であった。

《寛政～文政10年》

地主経営では、倉敷・浜・中島村を中核として所持地を増やしていき、文政期には小作地が19カ村に及び、1年間の契約小作料が900石を越える。村請制村を基盤とする小作管理機構をもつことがうかがえる。一方で、文化13年(1816)に、浜村出作地のうち、倉敷村からの入小作の土地は、浜村の小作人連合からの引受要求があり、騒動になるなど、小作人連合との軋轢もうかがえる。金融業では、

⁴⁸ 大橋貞吉家文書Ⅰ-10-1-1-3。

⁴⁹ 大橋貞吉家文書Ⅰ-10-1-2-5。

⁵⁰ 大橋貞吉家文書Ⅱ-10-3。

岡山藩士への貸付が始まる。倉敷村の新禄古禄騒動では、貞蔵（後の5代平右衛門正直）が新禄派の中心的存在として、古禄を訴え、訴訟などのため出費する。

《文政11年～万延期》

文政11年（1828）に、入札の結果平右衛門正直が倉敷村年寄に就任する。その直後の天保期から、困窮した村々への援助や凶作・飢饉対策などのため幕府に多額の献金を行い、天保12年（1841）から格式を免許される。天保8年の凶作では、村の全援助費用の29%を負担する。天保10年に、代官役所から讃岐国直島の塩田新開を命じられ、引き受ける。天保5年に創立された倉敷教諭所の世話役を代官役所に命じられ、後に教諭所備金の運用を請け負うことになる⁵¹。代官役所との強い結び付きを背景に、嘉永2年（1849）には庄屋格となり、嘉永4年には倉敷代官役所管下幕府領の掛屋に就任する。金融業では、倉敷代官役所など幕府領の行政運営を行う最上層や岡山藩士にも貸付を行う一方、広汎に村辻貸しを行う。しかし、返済滞りが目立ち始め、弘化2年（1845）には困窮人への貸銀を棄捐させられる。そのころから、諸領主の財源として構造的に組み込まれ、百姓や村への貸付から、諸領主への貸付へ重点を移す。嘉永元年、危機に陥った帯江戸川家の財政を植田家とともに請け負う。安政期には茂浦の庄屋・小作人との間で、小作地のうち増加した部分の取り分をめぐりせめぎあうが、小作人から取り分を奪うに至らなかった。

《文久元年～慶応期》

文久元年（1861）に、5代平右衛門正直が倉敷村庄屋に就任する。最多の献金と引き替えに、さらに格式を獲得していく。そして慶応元年（1865）に郡中取締に任命される。救恤においても常に倉敷村で最大の負担をし、大橋家経営に対する居村民などからの支持の取り付けを図る。慶応4年には岡山藩家老に軍資金5,700両を調達させられるなど、諸藩や諸藩家老に膨大な調達金を吸い込まれ、資産の多くを失う。

《明治期の展望》

幕末・明治期の大橋家（5・6代）の活動・履歴一覧を表9にまとめた。明治以降、地域の災害、道路修築、天皇巡幸、窮民救助、警察署・病院・学校建築、軍事などのために献金し、友三（後の6代平右衛門直諒）が倉敷県・小田県の役人に任命されている。表には示されていない経済面の活動を列挙すると⁵²、小田県のとき6代が小田県会社の頭取となり、改称した殖産商社でも頭取を務め、花筵の海外輸出を始めた。商社解散のとき、損失額約4万円を負担する。倉敷紡績会社創立のため周旋したり、山陽鉄道会社敷設に奔走したりする。また、西大寺紡績紛争鎮定のため社長となり改革する。南北鉄道会社創立当時社長となり尽力する。明治26年（1893）頃倉敷高梁間に中備鉄道の計画をし、創立委員長として斡旋する。大正7年（1918）には株式会社倉敷大橋銀行を起こし頭取となる。同年、

⁵¹ 『新修倉敷市史』第4巻「近世（下）」（倉敷市、2003年）第4章第2節（倉地克直氏執筆部分）。

⁵² 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2による。

表9 幕末・明治期の大橋家（5・6代）の活動・履歴一覧

年代	活動・履歴(●は寄附関係、○は履歴関係)
文政11年(1828)	○平右衛門正直が倉敷村年寄となる。
天保4年(1833)	○4代平蔵が死去(4月)、平右衛門正直が家督を継ぐ(5代)。
天保5年(1834)	○倉敷教諭所できる。世話役になる。
天保期	●代官の命で讃岐国直島に金5500両を投じて塩田を開く。その後、破堤修復の費用も出し、12町7反余の塩田を完成させる。その功で弘化4年に一代帯刀を免許される。 ●凶年のとき川上・哲多・阿賀の郡民の困窮を貯穀米で救済し、救済費として金1000両を上納する。その賞で天保12年に苗字を免許される。
弘化4年(1847)	●西丸普請のとき金を献納し銀10枚を賜る。
嘉永2年(1849)	○庄屋格となる。
嘉永3年(1850)	●高梁川の安江堤防が決壊したとき、貯蔵米を出し救済する。
嘉永5年(1852)	○倉敷代官役所管下幕府領の掛屋となる。
安政2年(1855)	●海防費として金1000両を献納、その賞で悴代まで帯刀免許、二人扶持を賜る。
安政5年(1858)	●再び海岸防備に金1000両を献納、二人扶持を増される。
万延元年(1860)	●凶年に粥を炊き窮民を救い、白米5升ずつ、金200両を出し、窮民に分与する。
文久元年(1861)	●諸物価騰貴し窮民困難なときに金200両を献納し、本丸普請のため金1000両を献納した賞で、永代帯刀を免許される。 ○倉敷村庄屋となる。
慶応元年(1865)	○郡中取締向を仰せ付けられる。
慶応2年(1866)	●幕府に献金し、その賞として熨斗目継上下を免許され、永代十人扶持を賜り、屋敷を免租される。
明治元年(1868)	○備前藩が勤皇の兵を起し松山・津山・姫路に進軍したとき、松山と備中の鎮撫軍費2000両、津山の軍費1000両、姫路軍費1700両、倉敷鎮撫軍費1000両、合計5700両を調達する。 ○備前藩が倉敷に進軍したとき、倉敷市街を焼き払うと宣言する。大橋平右衛門は、水沢伊左衛門(1000両)、植田武右衛門(1000両)、小山安右衛門(1000両)とともに3000両を出し軍費を献納し周旋する。 ●倉敷県を倉敷に設置のとき、準備金500円を代弁する(5月)(6代)。後に返済される。
明治2年(1869)	●大高村大字四十瀬高梁川堤防決壊のとき玄米を義捐する(5代) ○掛屋代勤を仰せ付けられる(9月)(6代)。 ○倉敷県御用掛を命ぜられる(10月13日)(6代)。
明治3年(1870)	●倉敷統義倉を起すにあたり、300両を義捐する(5代)。 ○倉敷県銭幣掛を命ぜられる(12月)(6代)。 ○倉敷県郷校掛を命ぜられる(12月)(6代)。金100円を明倫館へ寄附する。 ○5代平右衛門が平蔵と改名。
明治4年(1871)	○高梁川堤防掛を命ぜられる(3月)(6代)。
明治5年(1872)	○小田県会社掛を命ぜられる(8月)(6代)。 ○小田県に、備後鞆に造船所建造を出願する(6代)。
明治6年(1873)	●皇城炎上の際、金100円を献納し、宮内省から銀盃1個を賜る(5代)。 ○小田県道路修築掛を命ぜられる(4月)(6代)。 ○旧県々楮幣交換につき請負を命ぜられる(4月)(6代)。 ○小田県展覧会掛を命ぜられる(5月)(6代)。 ●小田県より、玉島から倉敷を経て庭瀬に至る道路修繕のことを担当し、工事中に金100円を寄附した功により銀盃1個を賜る(8月17日)(6代)。盃は大蔵省から。 ○小田県勸業掛を命ぜられる(10月)(6代)。
明治7年(1874)	●道路修繕につき小田県から酒錢と帽子を賜る(6月4日)(6代)。 ○小田県より旧藩県旗下紙幣交換請負を命ぜられる(10月)(6代)。 ●児島徳平次が高梁川の酒津水江間に舟橋を設けるのに金50円補助する(6代)。
明治17年(1884)	●暴風海嘯被害者救助として金30円を寄附する(8月)(6代)。
明治18年(1885)	●天皇岡山県巡行のとき準備費として金70円寄附したので岡山県令より褒状を賜る(11月3日)(6代)。 ●倉敷村窮民救助として金20円を寄附する(6代)。

明治19年(1886)	●玉島警察署倉敷分署新築と地頭片山交番所修築費として金156円寄附したので、岡山県令代理大書記官より木盃1個賜る(4月5日)(6代)。 ●讃岐国香川郡高田小学校建築費として金30円寄附したので、愛媛県令より木盃1個賜る(5月6日)(6代)。 ●倉敷村貧民救助として玄米30俵寄附したので、岡山県令より木盃1個賜る(5月12日)(6代)。
明治20年(1887)	○5代平蔵が死去(2月)、平右衛門直諒が家督を継ぐ(6代)。
明治21年(1888)	●倉敷警察署附属建物新築費として金10円を寄附したので岡山県知事より木盃1個を賜る(1月31日)。 ●浅口郡片島村西阿知村間道路改築費として金70円寄附したので岡山県知事より木盃1個賜る(8月13日)。 ●岡山県令から暴風海嘯被害者救助の件で木盃1個を賜る(12月20日)。玄米を福田村民に送与する。 ●窪屋郡羽島村避病院建築費として金20円寄附し、岡山県知事より木盃1個を賜る(12月28日)。
明治22年(1889)	●高梁川洪水の中洲村中島決壊の際白米及飲料水を送り、同所所有地小作米を免除する。
明治23年(1890)	●防海費の内へ金2000円を献納したので、賞勲局から銀製黄綬褒章を賜り表彰される(3月14日)。
明治24年(1891)	●倉敷町字新町里道修繕費として金30円を寄附し岡山県知事から木盃1個を賜る(9月15日)。 ●倉敷町窮民救助として玄米8石3斗3升3合を寄附し岡山県知事から木盃1個を賜る(9月20日)。
明治25年(1893)	●明治25年の洪水のとき県下被害窮民救恤費として金100円を寄附したので岡山県知事から木組1組を賜る(12月8日)。
明治29年(1896)	●倉敷尋常高等小学校新築費として金300円寄附し木盃1組を賜る(2月18日)。
明治30年(1897)	●倉敷町避病院建築費として金50円寄附し、岡山県知事より木盃1個を賜る(2月18日)。
明治31年(1898)	●閑谷養保養会へ金30円を寄附する(9月24日)。
明治32年(1899)	●明治31年3月12日窪屋郡外1郡旧46カ町村連合費倉敷分担費として金75円寄附したので岡山県知事より木盃1個を賜る(3月15日)。
明治36年(1903)	○日本尚兵義社副社長男爵寺島秋介より社員証を交付される(5月12日)。
明治37年(1904)	●倉敷警察署へ価格金65円の自転車1輛を寄附する(1月20日)。 ●軍資金の内へ金1000円献納し銀盃を賜る(2月17日)。 ●倉敷町出征軍人遺族救護費として金80円を寄附する。

注：大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2、『倉敷市史』第三冊、『新修倉敷市史』第10巻より作成。

2万円を寄附し社団法人農業倉庫を設立する。

地主経営では、明治27年(1894)に窪屋・都宇・児島・浅口の4郡にわたって、田地・畑地・宅地計113町1反余の土地を所有すると共に、倉敷町に貸家64戸と直島に塩田4軒前を所有している。大正2年(1913)には、土地所有は168町6反余と拡大し、貸家の軒数は不明であるが倉敷町のほか岡山市内にも拡大している模様で、直島塩田は継続して所有している。耕宅地と市街地の貸家、若干の塩田所有に終始するという、旧来の地主的経営を保持しつづけたと思われる⁵³。

政治活動では、明治23年の時点で倉敷村会議員を務めている。また、貴族院多額納税者互選人名簿に名を連ね、政友会の党員で幹部であった⁵⁴。

⁵³ 『新修倉敷市史』第5巻「近代(上)」(倉敷市、2002年)第5章第3節(太田健一氏執筆部分)。

⁵⁴ 『新修倉敷市史』第5巻「近代(上)」(倉敷市、2002年)第7章第2節(坂本忠次氏執筆部分)。

以上の整理から分かるように、大橋家は、村請制村を基盤とする小作管理機構をもち、広範囲の地主経営による経済力を基盤に、文政期以降村方騒動により村役人に就任する。代官役所との結び付きを深め、天保期以降、幕府への献金や居村や地域社会への救恤などを通じて政治的地位の上昇を図り、幕藩領主との共存を目指す。しかし、そのことにより不可避免的に幕末の動乱期に資産の一部を幕藩領主に吸い込まれたことが分かる。兵農分離制の規定のもとに、農民の間の関係に閉じ込められた封建分解の所産である地主小作関係⁵⁵により地主に集積された資産の一部は、特に幕末期に領主によって吸い込まれたのである。

大橋家は、倉敷村を中心とした地域に、地主小作・金融などの経済的関係を展開した。それは、大橋家を中核とした新たな地域⁵⁶の形成といえるのではないか。小規模な私領主・代官支配に分断され錯綜した備中の非領国地帯は、個別の領主支配の枠をこえてそのような地域が形成されやすい条件ではなかったか。

さて、本稿と前稿で、大橋家の政治的地位と経営の面に関するひとまずの検討を終えたが、残された課題は多い。さしあたり、文化面における大橋家と地域社会とのかかわり⁵⁷、また、倉敷村の町場の住民との関係や、近代社会形成期における豪商の果たす役割を次なる課題としたい。

⁵⁵ 佐々木潤之介『地域史を学ぶということ』（吉川弘文館、1996年）228頁。

⁵⁶ ここでの地域は、佐々木潤之介『幕末社会の展開』（岩波書店、1993年）283頁において、佐々木が地域を「人びとの基本的な再生産に不可欠の経済的関係を基礎においた地縁的区域」ととらえているのを参考にしている。

⁵⁷ 大橋貞吉家文書Ⅶ-21-A-5-2によると、大橋家4代平蔵は、大坂で中井竹山に学び、松平定信による登用の申し出を固辞して帰郷した。学を好み、書籍の収集に熱心であった。『新修倉敷市史』第4巻「近世（下）」（倉敷市、2003年）第4章第4節7（大森久雄氏執筆部分）は、大橋家の推定8000冊に及ぶ蔵書について解説している。また、同第4章第4節3・4（小野敏也氏執筆部分）は、5代平右衛門が花道の奥伝免許を授けられたことや、大橋家が遠州流の茶道を学んだこと、大橋家に音曲の免状類が残されていることに触れている。大橋家が文化面で主導的な家であったことは間違いないと思われるが、地域社会との具体的なかかわりについては未解明である。